

[学校]願書確認者署名	
-------------	--

※ 願書は、原則 出願者本人(奨学金の給付を受ける生徒本人)が記入してください。●(黒丸)数字の項目は保護者の記入を認めますが、⑭の保証人欄は必ず保証人本人が記入してください。

[illegible]

保証人の住所は④と同一の場合、記入不要。

「奨学生願書(出願様式1)の記入要領」

- この「記入要領」をよく読んで間違いのないように記入してください。
- 願書は、原則 出願者本人(奨学金の給付を受ける生徒本人)が記入してください。
 - ※ ●(黒丸)数字の項目は、保護者の記入を認めます。
 - ※ ⑭「保証人氏名」欄は保証人本人が署名してください。
 - ※ 黒のボールペンを使って記入し、消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。
- ⑦「修学および将来についての目標」欄と⑮「家庭事情」欄の内容は、選考に際し重要な判断要素となりますので、丁寧に出来る限り詳しく記入してください。欄が不足する場合は、A4 サイズの用紙に記入し願書と一緒に提出してください。(各欄には“別紙”と記入)
- 願書左上の[学校] 願書確認者署名 欄は、願書の記載内容について確認をしていただいた学校の担当教諭もしくは事務担当者本人が署名してください。
- 訂正箇所が生じた場合は二重線を引き(赤でも黒でも可)、訂正印を押印して正しい情報を記入してください。簡単な誤字の訂正等であれば、願書確認者の訂正を認めます。(願書確認者の押印必須)

①(氏 名)欄

氏名は本名(住民票に記載の氏名)を記入し、フリガナをつけてください。

学校では住民票に記載の姓と異なる姓を名乗っていても、住民票に記載の姓を記入してください。

なお、当会からの通知文書などをどちらの姓で送ったらよいのかメモ等に記して願書と一緒に必ず提出してください。

②(性 別)欄

出願者の自認する性別を記入してください。

③(在 学 校 名)欄

県立・市立・私立などから記入してください。

学校名や「科」「コース」は、名称を省略せず正確に記入してください。

④(現 住 所)欄

郵便番号を必ず記入し、住所はマンション名なども省略せず正確に記入してください。

電話番号は、問い合わせが出来る番号を市外局番から2名分記入してください。

自宅、本人携帯、母携帯以外の場合は「その他」の欄に誰の電話番号なのかを必ず記入してください。
(例:“祖母携帯”など)

1名分のみの場合は、TEL(1)欄に記入後、TEL(2)欄には“なし”と必ず記入してください。

【施設入居者の場合】入居している施設の住所を記入してください。

電話番号は施設の電話番号か、お持ちであればご自分の携帯電話の番号を記入してください。

⑤(所 属 し て い た 部 な ど)欄

高校または高専で、所属していた部活動・生徒会執行部などについて記入してください。

⑥（母子家庭となった時期および原因）欄

母子家庭となった時期を記入し、その原因について「死別」「離婚」「その他」のいずれかを○で囲んでください。

⑦（修学および将来についての目標）欄

勉学や職業の希望など、これからの目標を具体的に記入してください。選考に際し重要な判断要素となりますので、必ず丁寧に詳しく記入してください。欄に入りきらない場合は、別の用紙(A4 サイズであれば様式の指定なし)に記入し提出していただいても構いません。

⑧（進学校名）欄

進学が決定している大学名(部)、または第一志望の大学名(部)を記入してください。

進学先が決定している人は「総合型選抜」「推薦」「共通テスト（共通テスト利用入試）」「__年次編入」の該当する箇所に○を（編入学の場合は何年次編入かも記入）、一般選抜者は「受験（第一志望）」を○で囲んでください。

⑨（他の奨学金受給について）欄

大学入学後の奨学金の受給に関して、「有・無」いずれかを○で囲んでください。

「有」の場合は、[奨学金の支給先の名称]を記入し、[貸与型・給付型][決定・申請中・申請予定]の該当する箇所を○で囲んでください。

他の奨学金の併願・併給に関して

返済義務のない給付型奨学金は、日本学生支援機構の給付型奨学金以外は併給を認めておりません。

給付型奨学金に関しましては、民間・国や自治体などを問わず日本学生支援機構以外は当会との併給はできません。各大学内の奨学金についての制度とも原則 併給はできませんが、学校独自の特待生制度等に関しましては当会にご相談ください。

貸与型奨学金との併給は認めておりますが、貸与型奨学金を支給している団体には、他奨学金との重複受給に制約を設けている場合がございます。必ず該当者は各自で貸与元にご確認をお願いいたします。

併願は、貸与型・給付型を問わず可能です。

ただし、複数の給付型奨学金に内定した場合には、大学に合格後、採用手続きの段階でいずれかを選択していただきます。

※ 当会に内定後、日本学生支援機構を除く他の給付型奨学金を併願中の間は給付を保留します。当会を選択され、必要書類が不備なく提出された後に奨学金を支給いたします。（こちらの手続き上、支給日は提出の翌月になる場合があります。）

※ 当会の奨学金を給付後に他の給付型奨学財団等の奨学生となることを選択された場合には、当会から支給された奨学金は返納していただきます。

※ 当会を選択後、令和7年4月以降に当会と重複して他の給付型奨学金を受給した場合は、他方の奨学金を返納していただき、返納を証明する通知書等の提出があるまでは当会の奨学金の給付は保留とします。

学費(授業料)減免については制約を設けておりません。当会の奨学金と併給は可能です。

また、願書への記入も不要です。

⑩（生計を一にする家族および収入）欄

- (1) 住民票上の同居別居にかかわらず、実態として出願者本人(生徒)と生計を同じくしている人について全て記入してください。就学等のため別居していても、生計が同じであれば記入が必要です。
(例：兄が県外の学生で一人暮らしだが、母親が生活費を仕送りしているなど)
また、生計を一にする母親・就学者以外の家族に給与・事業収入、年金収入などがある場合はそれらも記入し、所得証明書や通年金振込知書のコピーも一緒に提出してください。(14ページ以降参照)
無職・無収入の家族がいる場合は(就職活動中の子など)「母親・就学者以外の家族」欄に氏名、「収入の種類」に“無職”、「収入額(年額)」に“0”と記入してください。所得証明書の提出は不要です。
- (2) 別居独立の生計(同居しているが世帯分離しており生計別も含む)を営む兄弟や生計を一にしない別居の祖父母等、並びに死亡または生別した者は記入する必要はありません。
- (3) 同居独立生計の場合は、「家庭事情」欄にその旨記入してください。また、基本的に生計は別であっても、光熱費だけは同居している祖父母が負担しているといった場合は、それらも記入してください。
- (4) 「続柄」は出願者本人から見た関係を記入してください。
- (5) 「年齢」は出願時現在で記入してください。
- (6) 「出願者本人以外の就学中の家族」欄には本人のほか、兄弟姉妹の中で小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・各種学校のいずれかに在学している人(予備校生含む)がいれば記入し、公立・私立の別も記入してください。幼稚園児は「母親・就学者以外の家族」欄に記入してください。
- (7) 「収入の種類・金額」欄は、全ての「有・無」の該当するどちらかを○で囲み、「有」の場合は金額も記入してください。(「その他」欄の空欄除く)
金額は月額ではなく、**年額**(一年間に受け取った金額)を記入してください。
- (8) 収入の種類は、給与収入、事業収入、公的年金、公的収入、その他の区別で該当するものを記入し、収入を証明する添付書類が必要であれば併せて提出をしてください。

収入の種類	摘 要
給 与	給与、賞与、賃金、専従者給与並びにこれらの性質を有するもの。
公 的 年 金	遺族年金、老齢年金、障害者年金など。
事 業 収 入	商工業・農漁業などの事業から生じる収入。
公 的 収 入	児童手当・児童扶養手当、生活保護法による扶助料など。
そ の 他	利子・配当・家賃・養育費・親戚や知人の援助など。

【 給与収入 】

(1) 所得証明書

(2) 市県民税（所得・課税）証明書（収入金額または所得金額が明記されているもの、課税額のみは不可）

* コピー不可

* 令和6年度版のもの（令和5年度の所得を証明する内容）

上記(1)または(2)のいずれかは、どのような経済状況に関わらず該当者全員が必ず提出してください。

※ (1)または(2)のいずれか1点のみ提出。2点ともに提出は必要ありません。

さらに下記の表を参考にして、該当者のみ「給与収入計算書」（様式3）もしくは「年収見込証明書」（様式4）も所得証明書と併せて提出してください。

各様式は、当会ホームページ（<https://nibiki-ikueikai.or.jp/>）からダウンロードして使用してください。

出願時の収入状況		収入を証明する書類	願書に記入する金額
現在 給与収入 がある	令和5年度の収入(=令和6年度版所得証明書に記載の年収額)と現在の年収額に大幅な変動がない	(1) 所得証明書 (2) 市県民税（所得・課税）証明書 <u>(1)または(2)のいずれかを提出</u> ⚠ 注意①参照	所得証明書 または 市県民税（所得・課税）証明書の 給与収入額 *所得額ではなく収入額を記入
	令和6年1月1日以降に転職等していないが、 令和5年度の収入(=令和6年度版所得証明書に記載の年収額)と現在の収入に大幅な変動がある (例：勤務日数減少による減給、昇進による昇給など)	(1) 所得証明書 (2) 市県民税（所得・課税）証明書 (3) 勤務先の直近3か月以上の 給与明細書のコピー および 「給与収入計算書」（様式3） ⚠ 注意②参照	「給与収入計算書」の年額 または 「年収見込証明書」の総支給額
	令和6年1月1日以降に就職・転職し、 令和5年度の収入(=令和6年度版所得証明書に記載の年収額)と現在の収入に大幅な変動がある	(4) 「年収見込証明書」（様式4）	
	令和6年1月1日以降に休職期間があるが、 現在は復職し就労している	<u>(1)または(2)のいずれか、および (3)または(4)のいずれかを併せて提出</u>	
	就職・転職したばかりで給与はまだ支給されていないが、令和5年度の収入(=令和6年度版所得証明書に記載の年収額)と現在の収入が大幅に変動する予定	(1) 所得証明書 (2) 市県民税（所得・課税）証明書 (3) 「年収見込証明書」（様式4） <u>(1)または(2)のいずれか、および (3)を併せて提出</u>	「年収見込証明書」の総支給額

※収入における「大幅な変動」について…所得証明書に記載の額より、100万円もしくは20%以上の増減がある場合を「大幅な変動」とします。

■ 同一人で同じ「収入の種類」の収入が複数ある場合は、合算して記入してください。

■ 千円未満の端数は切り捨てて記入してください。(例：2,999,999円なら“2,999”と記入)

■ 社会人の子や給与所得者の祖父母などと生計を一にしている場合は、それらの人の所得証明書も提出してください。
就学中(予備校生含む)の兄弟や本人にアルバイト等での収入がある場合は、所得証明書の提出および願書への記入は不要です。

■ 自立援助ホームの入居者で給与収入がある人は、所得証明書を提出してください。

【 事業収入・生活保護・無職 】

(1) 所得証明書

(2) 市県民税（所得・課税）証明書（収入金額または所得金額が明記されているもの、課税額のみは不可）

* コピー不可

* 令和6年度版のもの（令和5年度の所得を証明する内容）

上記(1)または(2)のいずれかは、どのような経済状況に関わらず該当者全員が必ず提出してください。

※ (1)または(2)のいずれか1点のみ提出。2点ともの提出は必要ありません。

さらに下記の表を参考にして、該当者のみ「給与収入計算書」（様式3）、「年収見込証明書」（様式4）、

「事業収入申告書(証明)」（様式5）なども所得証明書と併せて提出してください。

各様式は、当会ホームページ（<https://nibiki-ikueikai.or.jp/>）からダウンロードして使用してください。

出願時の収入状況		収入を証明する書類	願書に記入する金額
現在 事業収入 がある (自営業など)	令和5年の収入(=令和6年度版所得証明書に記載の事業所得額、不動産所得額など)と現在の所得額に大幅な変動がない	(1) 所得証明書 (2) 市県民税（所得・課税）証明書 <u>(1)または(2)のいずれかを提出</u> ⚠ 注意①参照	所得証明書の〔合計所得金額〕 または 〔総所得金額〕、〔総所得金額等〕
	令和5年の収入(=令和6年度版所得証明書に記載の事業所得額、不動産所得額など)と現在の所得額に大幅な変動がある	(1) 所得証明書 (2) 市県民税（所得・課税）証明書 (3) 「事業収入申告書(証明)」(様式5) および 直近3か月分の帳簿のコピー <u>(1)または(2)のいずれか、および</u> <u>(3)を併せて提出</u> ⚠ 注意③参照	「事業収入申告書(証明)」の年額
	令和6年1月1日以降に開業 *個人事業主ではなく法人経営としている場合は 給与収入の項目参照		
生活保護 を受けている	令和6年1月1日以降に生活保護による保護費を受給している	(1) 所得証明書 (2) 市県民税（所得・課税）証明書 (3) 直近1年（令和6年1月～12月）に 受け取った扶助料がわかる 生活保護決定通知書のコピー *通知書が手元がない場合は下記■参照 <u>(1)または(2)のいずれか、および</u> <u>(3)を併せて提出</u>	決定通知書に記載の扶助料の合計 (令和6年1月～12月に受け取った 扶助料の合計金額)
現在 無職	退職、廃業、休職などで現在働いていない	(1) 所得証明書 (2) 市県民税（所得・課税）証明書 <u>(1)または(2)のいずれかを提出</u> ⚠ 注意①参照	願書の給与収入・事業収入の 「無」を○で囲む *現在無職であることを「家庭事情」欄 に記入してください *無職であっても利子・配当金・家賃収入 や他者からの援助金、養育費等があれば 「その他」欄に記入してください (添付書類は不要)

※収入における「大幅な変動」について…所得証明書に記載の額より、100万円もしくは20%以上の増減がある場合を「大幅な変動」とします。

■ 同一人で同じ「収入の種類」の収入が複数ある場合は、合算して記入してください。

■ 千円未満の端数は切り捨てて記入してください。(例：2,999,999円なら“2,999”と記入)

■ 通知書を紛失された場合は、扶助料の振込がわかる箇所の通帳コピーを提出してください。
(必要のない箇所はマジックなどで黒塗りしてください。)

【 その他 】

出願時の状況	収入を証明する書類	願書に記入する金額	備考
年金受給者がいる	(1) 年金振込通知書のコピー (2) 年金額改定通知書のコピー <u>(1)または(2)のいずれかを提出</u> ＊入手できる最新のものを提出	最新の通知書に記載されている金額の合計(年額) ＊直近1年に受け取った年金の合計金額	＊生計を一にしている家族に年金受給者がいる場合のみ提出 ＊同居はしているが生計を別にしている年金受給者の祖父母がいる場合は、添付不要 ＊世帯を別にしている(生計を一にしていない)年金受給者の祖父母から援助を受けている場合、添付書類は不要ですが、「その他」欄に「祖父母からの援助」と記入し直近1年に受け取った合計金額(年額)を記入してください
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当 を受けている	手当の受給が証明できる証書や証明書のコピー <u>(児童手当のみ添付書類は不要)</u> など、 <u>いずれか1点を提出</u> ＊入手できる最新のものを提出 ＊通知書や証書が手元にない場合は下記■参照	最新の証書等に記載の金額から、以下の該当期間に支給を受ける・受けた手当の合計金額 児童手当・児童扶養手当 ⇒令和6年4月～令和7年3月 特別児童扶養手当 ⇒令和6年1月～12月	＊申請中の場合は願書の金額欄に必ず「申請中」と記入し、受給していない場合は必ず「無」に○をしてください ＊出願者本人だけでなく本人以外の兄弟姉妹も受け取っている場合は、すべてを合算した年間の総額を記入してください ＊証書などに月額しか記載がない場合は、必ず年額を計算して記入してください ＊受給前の金額は推算し、年額を計算して記入してください 令和6年10月より児童手当が高校生まで対象拡大となり同年12月に支給開始予定ですが、これらの金額は含めず計算してください。
養育費 を受けている	提出の必要なし	令和6年1月～12月に受け取った金額(年額)	＊複数に渡って受け取っている場合は、必ず合計金額(年額)を記入してください(月額ではありません) ＊出願者本人だけでなく本人以外の兄弟姉妹も受け取っている場合は、すべてを合算した年間の総額を記入してください
祖父母などから 援助金 や上記以外の 手当 などを受け 取っている	提出の必要なし ＊祖父母が年金受給者で生計を一にしている場合は、上記「 年金受給者がいる 」欄を参照	令和6年1月～12月に受け取った金額(年額)	＊保険の解約金、死亡保険金、公共職業訓練や求職者支援訓練の支給手当、生活困窮者への一時金などは収入に含めないため記入不要です

■ 千円未満の端数は切り捨てて記入してください。(例：2,999,999円なら“2,999”と記入)

■ 一時金以外は、全て月額ではなく**年額**を記入してください。

■ 証書等の廃止および紛失などで、お手元に証明できるものがない場合は、再発行や内容が証明できるものが発行してもらえないかまずは各発行元に問合せをしてください。再発行等が提出締め切りまでに間に合わない場合は、手当の振込がわかる箇所(直近の振込がわかる1か所のみで可)の通帳コピーを提出してください。(必要のない箇所はマジックなどで黒塗りしてください)

注意 ① :

所得証明書 および **市県民税（所得・課税）証明書**は、必ず“**令和6年度版（内容は令和5年度の所得）**”を提出してください。

- 市によって異なりますが、各証明書には「令和〇年度」と、証明する年度が記載されています。

証明されるのはこの年度の**前年の所得**であるという点に注意してください。

例えば、「令和6年度（2024年）」の証明書の場合は、前年の令和5年（2023年）の所得が証明されます。

※ 年度違いの所得証明書を提出される人が大変多くいらっしゃいます。再提出となりますので、ご注意ください。

注意 ② :

「給与収入計算書」（様式3）、「年収見込証明書」（様式4）、「事業収入申告書（証明）」（様式5）は、該当者のみ提出が必要です。全員に提出していただく必要はありません。募集要項の13ページを参考にしてください。

- 申込時点で就労している勤務先の**給与明細書のコピー**（直近3か月分）と「**給与収入計算書**」（様式3）、または勤務先が発行する「**年収見込証明書**」を提出してください。

なお、様式は「**給与収入計算書**」（様式3）もしくは勤務先に所定のものがあればそちらを使用していただいて構いません。

- 申込時点ですでに退職している勤務先の収入については、証明書類の添付は不要です。

現在の勤務先の給与明細書のコピーのみ添付してください。

例：A社を令和6年11月に退職。令和6年12月からB社に入社。

→B社の12月支給の給与明細書のコピーと、1か月分をもとに作成した「**給与収入計算書**」（様式3）を提出

- 就職・転職したばかりで新しい勤務先からまだ給与の支給がされていないなどの理由で給与明細書のコピーを提出できない場合には、勤務先が発行する「**年収見込証明書**」を提出してください。

なお、様式は「**年収見込証明書**」（様式4）もしくは勤務先に所定のものがあればそちらを使用していただいて構いません。

※ 様式3は使用しないでください。

- 就職して3か月に満たない場合は、1か月分もしくは2か月分の**給与明細書のコピー**を添付かつ1か月分もしくは2か月分をもとに作成した「**給与収入計算書**」（様式3）を提出してください。

- 掛け持ちしているなどの理由で勤務先が複数ある場合は、すべて同一月のものを提出してください。

例：現在6月でA社、B社の2社に勤務中。A社の給与明細が2月分、3月分、4月分で、B社の給与明細が3月分、4月分、5月分の場合は不備となります。どちらも3月分、4月分、5月分を提出してください。

- 給与収入もあり、かつ営業所得など給与所得以外の所得を含む場合は、〔合計所得金額〕または〔総所得金額〕〔総所得金額等〕を審査の対象とします。 ※「課税総所得金額」は審査対象ではありませんのでご注意ください。

例： 給与収入金額 42 万 1,231 円
営業等所得 ー36 万 5,000 円
合計所得金額 0 円

上記の場合は、「合計所得金額」の 0 円が審査の対象となります。

願書には、給与収入金額と営業等所得金額をそれぞれ記入してください。

- 「給与収入計算書」(様式 3) での年額の算出は、社会保険料等が控除された振込額ではなく、総支給額(支払総額)で算出してください。
ただし、総支給額(支払総額)に非課税分(交通費等)が含まれている場合は、総支給額(支払総額)から除いて算出してください。

注意 ③ :

- 今年に入り母親が自営業を始めたためまだ税の申告をしていないなど、開業したばかりで収入が確定していない場合は、「事業収入申告書(証明)」(様式 5) および 帳簿のコピー(直近 3 か月分)を提出してください。

開業してから 3 か月に満たない場合は、開業した日以降の分で構いません。

帳簿のコピー(直近 3 か月)は〔売上総額〕と〔経費総額〕が記載されているものを提出してください。

- 母が最近個人事業を開始し自営業ではなく法人となる場合(＝法人経営として給与所得がある場合)は、源泉徴収票ではなく「給与収入計算書」(様式 3) および給与明細書のコピー(直近 3 か月分)、または会社が発行する年収見込証明書を提出してください。

※ 年収見込証明書の様式は出願様式 4 のほか、同様の内容が記載されている勤務先が作成した様式を使用しても構いません。

⑪（長期療養者がいる場合）欄

⑩の「生計を一にする家族および収入」の中に障害者や長期療養者がいる場合は、その氏名並びに病床についている期間や、その他差支えない程度に病名、治癒の見込みを記入してください。

(1) 障害者とは、障害者手帳を交付されている者に限ります。(障害者手帳のコピー等は提出不要です)

(2) 長期療養者とは、出願時現在において6か月以上にわたる期間療養中の者または6か月以上療養が必要と認められる者に限ります。

⑫（本人および兄弟姉妹で当育英会奨学金受給者）欄

現在および過去において、兄・弟・姉・妹および本人が当育英会の奨学生であった者または現在、奨学生である者は該当箇所を○で囲んでください。

⑬（家庭事情）欄

奨学金の給付を希望するに至った事情や奨学金の主な使途、他の欄で記載できなかった事柄について、可能な限り具体的に記入してください。

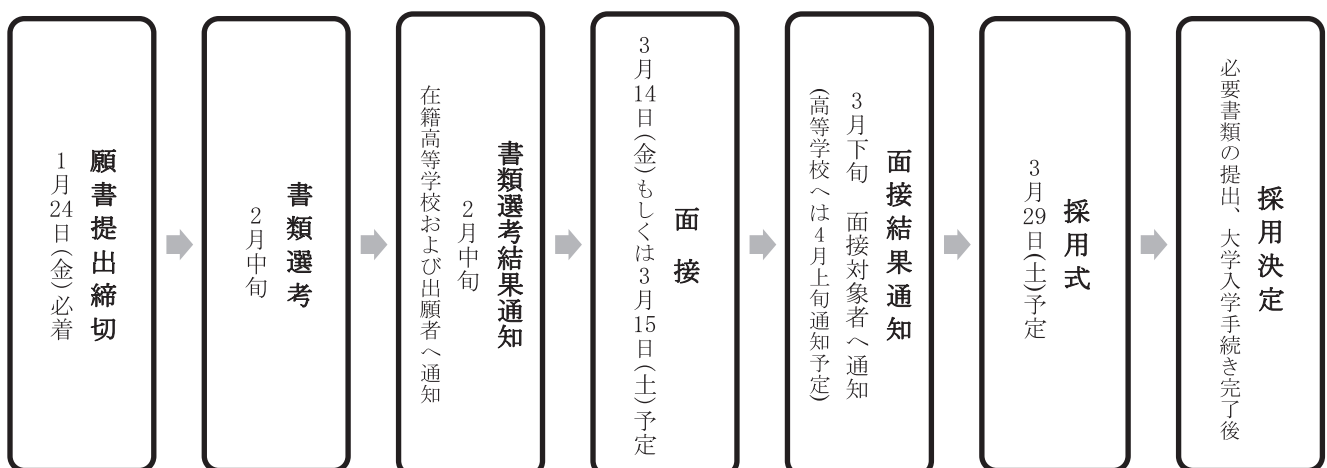
欄に入りきらない場合は、別の用紙(A4サイズであれば様式の指定なし)に記入し提出していただいても構いません。

⑭（出願者・保証人 署名）欄

署名日は、学校へ提出する日付を記入してください。「保証人」は母が望ましいですが、生計を別にする兄弟もしくは、祖父母、叔父、叔母など未成年者でない人を選定していただいても構いません。

氏名は必ずその人の自署にしてください(押印不要)。同居している母が保証人の場合は、現住所の記入は不要です。

● 申し込みから採用までの流れ ●



出 願 書 類 提 出 チェックシート

※ 提出不要（確認のために活用してください）

全 員

書類名	確認事項	チェック
願 書	黒の消えないボールペンで記入していますか。	☐
	記入漏れはないですか。	☐
	収入欄において「有」に○をしている場合、金額（年額）も記入していますか。	☐
住 民 票	生計を一にする世帯全員のもので、記載省略がされていないもの（本籍・住民コード・個人番号は省略可）、かつ発行日より3か月以内のものが添付されていますか。（コピー不可） ※ 施設等入居者、およびDV被害で住民票と異なる住所に現在一時避難している人は住民票と以下のものを提出。 施設等入居者：施設等在籍証明書、児童(里親)委託証明書 DV避難者：弁護士や民生委員等に作成してもらった文書(母親が福岡県を生活の本拠地としているが一時避難していること、および避難先の住所が記載されたもの)	☐
推 薦 調 書	学校印が押されていますか。	☐
成績に関する資料	最終学年における5段階評価で最新のもの（コピー不可）を添付していますか。	☐
所 得 証 明 書	令和6年度版(内容は令和5年度の所得内容)を添付していますか。 ※ 市県民税(所得・課税)証明書（収入金額または所得金額が明記されているもの、課税額のみは不可）でも可。決定通知書や源泉徴収票は不可。 ※ 再提出とならないよう、年度違いの証明書でないか必ず確認してください。	☐

該当者のみ

書類名	確認事項	チェック
給与収入計算書	給与明細書のコピー(直近3か月分)も添付されていますか。	☐
年収見込証明書	勤務先から発行されたものですか。	☐
事業収入申告書(証明)	帳簿のコピー(直近3か月分)も添付されていますか。	☐
年金振込通知書 年金額改定通知書	通知書や証書のコピーが添付されていますか。	☐
児 童 扶 養 手 当 特別児童扶養手当 などの通知書・証書 *児童手当は添付書類不要	通知者や証書のコピーまたは通帳コピーが添付されていますか。	☐
	申請中の人は金額欄に「申請中」と記入していますか。	☐
	全く受け取っておらず申請もしていない場合、「無」に○がされていますか。 ※ 無記入の場合、受取の状況を学校へ確認する場合がございます。	☐
生活保護決定通知書	直近1年（令和6年1月～12月）に受け取った扶助料がわかる生活保護決定通知書のコピーが全て添付され、願書には受け取った合計額が記入されていますか。 ※ 紛失の場合は、通帳コピーを添付。 また、所得証明書も一緒に提出されていますか。	☐
その他	確認事項	チェック
養 育 費	「有」の場合、継続もしくは一時金どちらかに○がされ金額（年額）も記入されていますか。	☐
援 助 金 な ど	祖父母や知人からの援助金や、株の配当金などを受けている場合は「その他」欄の空欄に記入されていますか。 また、金額（年額）も記入されていますか。	☐